

単体情報

中間財務諸表

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成27年度中間期及び平成28年度中間期の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けています。以下の中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、上記の中間財務諸表に基づいて作成しています。

●中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成27年度中間期 (平成27年9月30日現在)	平成28年度中間期 (平成28年9月30日現在)
資産の部		
現金預け金	297,661	411,020
コールローン	1,199	—
買入金銭債権	11,816	10,988
商品有価証券	1,815	490
金銭の信託	4,911	4,390
有価証券	2,182,664	2,079,105
貸出金	4,950,089	5,100,068
外国為替	5,666	6,581
その他資産	15,781	23,808
その他の資産	15,781	23,808
有形固定資産	65,097	65,707
無形固定資産	8,204	8,607
前払年金費用	2,237	—
支払承諾見返	16,016	13,670
貸倒引当金	△37,379	△34,039
資産の部合計	7,525,784	7,690,401
負債の部		
預金	6,095,178	6,202,771
譲渡性預金	244,055	300,906
コールマネー	57,205	30,336
債券貸借取引受入担保金	260,912	294,083
借入金	247,241	259,616
外国為替	260	285
新株予約権付社債	23,992	20,224
その他負債	25,694	31,217
未払法人税等	5,994	7,181
リース債務	1,175	1,022
その他の負債	18,524	23,013
役員賞与引当金	33	31
退職給付引当金	1,659	1,594
役員退職慰労引当金	588	526
睡眠預金払戻損失引当金	1,068	1,035
ポイント引当金	153	143
偶発損失引当金	966	1,021
繰延税金負債	43,812	27,912
再評価に係る繰延税金負債	8,519	8,081
支払承諾	16,016	13,670
負債の部合計	7,027,358	7,193,458
純資産の部		
資本金	48,652	48,652
資本剰余金	29,114	29,114
資本準備金	29,114	29,114
利益剰余金	302,511	325,136
利益準備金	43,548	43,548
その他利益剰余金	258,963	281,588
圧縮記帳積立金	987	1,063
別途積立金	227,650	242,650
繰越利益剰余金	30,326	37,875
自己株式	△14,502	△18,604
株主資本合計	365,776	384,299
その他有価証券評価差額金	118,449	98,048
繰延ヘッジ損益	△71	△105
土地再評価差額金	13,893	14,287
評価・換算差額等合計	132,271	112,230
新株予約権	377	413
純資産の部合計	498,425	496,942
負債及び純資産の部合計	7,525,784	7,690,401

●中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成27年度中間期 (平成27年4月 1日から 平成27年9月30日まで)	平成28年度中間期 (平成28年4月 1日から 平成28年9月30日まで)
経常収益	58,912	59,972
資金運用収益	43,212	42,475
(うち貸出金利息)	(29,408)	(28,649)
(うち有価証券利息配当金)	(13,254)	(13,369)
役務取引等収益	8,523	8,458
その他業務収益	1,017	1,650
その他経常収益	6,158	7,387
経常費用	35,705	38,974
資金調達費用	2,117	2,435
(うち預金利息)	(1,170)	(804)
役務取引等費用	3,918	4,097
その他業務費用	12	—
営業経費	29,045	30,730
その他経常費用	612	1,710
経常利益	23,207	20,997
特別利益	2	—
特別損失	73	176
税引前中間純利益	23,136	20,821
法人税、住民税及び事業税	6,381	7,400
法人税等調整額	1,061	△3,643
法人税等合計	7,442	3,757
中間純利益	15,694	17,063

●中間株主資本等変動計算書

平成27年度中間期（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	48,652	29,114	29,114	43,548	987	217,650	27,536	289,722
当中間期変動額								
剰余金の配当							△2,936	△2,936
別途積立金の積立						10,000	△10,000	
中間純利益							15,694	15,694
自己株式の取得								
自己株式の処分							△35	△35
土地再評価差額金の取崩							67	67
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	10,000	2,789	12,789
当中間期末残高	48,652	29,114	29,114	43,548	987	227,650	30,326	302,511

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△12,251	355,237	136,568	△9	13,960	150,520	316	506,074
当中間期変動額								
剰余金の配当		△2,936						△2,936
別途積立金の積立								
中間純利益		15,694						15,694
自己株式の取得	△2,514	△2,514						△2,514
自己株式の処分	263	228						228
土地再評価差額金の取崩		67						67
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			△18,118	△62	△67	△18,248	60	△18,187
当中間期変動額合計	△2,250	10,539	△18,118	△62	△67	△18,248	60	△7,648
当中間期末残高	△14,502	365,776	118,449	△71	13,893	132,271	377	498,425

平成28年度中間期（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	48,652	29,114	29,114	43,548	1,063	227,650	38,734	310,996
当中間期変動額								
剰余金の配当							△2,895	△2,895
別途積立金の積立						15,000	△15,000	
中間純利益							17,063	17,063
自己株式の取得								
自己株式の処分							△28	△28
土地再評価差額金の取崩								
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	15,000	△859	14,140
当中間期末残高	48,652	29,114	29,114	43,548	1,063	242,650	37,875	325,136

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△17,296	371,467	112,491	△134	14,287	126,644	377	498,489
当中間期変動額								
剰余金の配当		△2,895						△2,895
別途積立金の積立								
中間純利益		17,063						17,063
自己株式の取得	△1,785	△1,785						△1,785
自己株式の処分	477	449						449
土地再評価差額金の取崩								
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			△14,442	28	—	△14,414	35	△14,378
当中間期変動額合計	△1,308	12,831	△14,442	28	—	△14,414	35	△1,546
当中間期末残高	△18,604	384,299	98,048	△105	14,287	112,230	413	496,942

● 注記事項

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：6年～50年
その他：3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（「DCF法」））により計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
 - (2) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末に

おける退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

- (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (6) ポイント引当金
ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備えるため、将来使用される見込額を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。
- (7) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

株式	10,714百万円
出資金	370百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 破綻先債権額 | 5,300百万円 |
| 延滞債権額 | 53,905百万円 |
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
- | | |
|------------|----------|
| 3ヵ月以上延滞債権額 | 1,058百万円 |
|------------|----------|
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-----------|
| 貸出条件緩和債権額 | 31,948百万円 |
|-----------|-----------|
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
- | | |
|-----|-----------|
| 合計額 | 92,214百万円 |
|-----|-----------|
- なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
- | | |
|--|-----------|
| | 33,797百万円 |
|--|-----------|
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 732,753百万円 |
| 計 | 732,753百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 34,166百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 294,083百万円 |
| 借入金 | 258,669百万円 |
| その他の負債 | 337百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。
- | | |
|--------|-----------|
| 有価証券 | 36,760百万円 |
| その他の資産 | 1,305百万円 |
- また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
- | | |
|-----|----------|
| 保証金 | 1,592百万円 |
|-----|----------|
- なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、当中間会計期間中における取引はありません。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| 融資未実行残高 | 1,301,350百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの） | 1,252,813百万円 |
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が

実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額
- | | |
|--|-----------|
| | 39,778百万円 |
|--|-----------|

（中間損益計算書関係）

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
- | | |
|--------|----------|
| 株式等売却益 | 4,974百万円 |
|--------|----------|
2. 減価償却実施額は次のとおりであります。
- | | |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 1,184百万円 |
| 無形固定資産 | 1,290百万円 |
3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
- | | |
|--------------|----------|
| 貸倒引当金繰入額 | 1,303百万円 |
| 株式等売却損 | 18百万円 |
| 貸出債権の売却に伴う損失 | 26百万円 |

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

時価のあるものは該当ありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	(単位：百万円)
中間貸借対照表計上額	
子会社株式	10,980
関連会社株式	103
合計	11,084

（重要な後発事象）

1. 無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）の発行
- 平成28年9月28日開催の取締役会において無担保社債の発行を決議し、平成28年10月28日に払込みが完了しております。その概要は次のとおりであります。
- (1) 社債の名称
株式会社群馬銀行第1回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
 - (2) 発行価格
各社債の金額100円につき金100円
 - (3) 発行価額の総額
金100億円
 - (4) 社債の利率
 - ① 当初5年間（平成33年10月28日まで）：年0.40%
 - ② 以後5年間：6ヵ月ユーロ円LIBOR+0.44%
 - (5) 担保の有無
本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
 - (6) 償還期限
平成38年10月28日
 - (7) 調達資金の使途
一般運転資金
2. 自己株式の取得
- (1) 平成28年8月29日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、次のとおり取得いたしました。

① 取得した株式の種類	当行普通株式
② 取得した株式の総数	4,622,300株
③ 株式の取得価額の総額	2,199百万円
④ 取得期間	平成28年8月30日～平成28年10月6日
 - (2) 平成28年11月7日開催の取締役会において自己株式の取得について、次のとおり決議いたしました。

① 取得する株式の種類	当行普通株式
② 取得する株式の総数	5,000,000株（上限）
③ 株式の取得価額の総額	2,500百万円（上限）
④ 取得期間	平成28年11月8日～平成28年12月15日